

決 定 書

1 請求人

- (1) 住所 宇和島市・・・・
- (2) 氏名 ・・・・

2 請求年月日

令和6年9月19日

3 請求の要旨

宇和島市教育長が文化財保護法第94条に反し、埋蔵文化財包蔵地における工事に伴う発掘の通知を怠っているので、通知をして発掘調査を終了するまで入札手続き及び工事請負契約の締結を停止せよ。

4 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当になされた公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実に対して行うことができるものである。

請求人は、宇和島市教育長が文化財保護法に反し、埋蔵文化財包蔵地における工事に伴う発掘の通知を怠っている、つまり違法に財産の管理を怠っていると主張するので、この点について検討する。

まず、文化財保護法第94条によると地方公共団体が埋蔵文化財包蔵地を土木工事等のため発掘しようとする場合には、あらかじめ文化庁長官（実際は愛媛県教育委員会）にその旨を通知しなければならないとされ、この点は請求人の主張するとおりであり、現時点で通知していないことも事実である。

次に、その通知を「怠っている」かどうかについてであるが、「怠る」状態とは通知できるにもかかわらず通知すべき期限を過ぎてなお通知していない状態であり、通知できない場合や、通知できるがその期限が到来していない場合は、「怠っている」とは言えない。ここで通知の様式、愛媛県が「埋蔵文化財の取り扱いに関する規則」で定める、様式第2号（第3条関

係)「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出(通知)書」を見てみると、発掘に係る土木工事における施工責任者、つまり土木工事を行う事業者の住所と氏名(代表者氏名)を記入する部分があり、伊達博物館改築事業に係る土木工事の事業者が未決定の現在、記入できないことがわかる。このことは請求人が提出した事実証明書にも記載してあるとおりである。

したがって現時点においては通知を「怠っている」のではなく、通知できないのであるから、監査請求の対象である財産の管理を怠る事実は存在しないことが明らかである。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和6年11月6日

宇和島市監査委員 山田 喜昭
宇和島市監査委員 石崎 大樹